

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
特定非営利 活動法人ひ かり八一	檀原市曲川町六 一―一九―六	生活支援セ ンターはる かぜ	檀原市曲川町 六―一九―六	放課後等デ イサービス	平成二十 六年一月 一日
社会福祉法 人檀原市手 をつなぐ育 成会	檀原市小房町一 一―一	ファミリー サポートか しはら大海	檀原市五井町 一八七―五 ラクスルビル 二階	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 六年一月 一日